

令和3年度第1回枚方市景観審議会

日時：令和4年1月24日（月） 15時から

1. 開 会

2. 審議案件

【議案第1号】会長及び副会長の選出について

【議案第2号】屋外広告物の安全点検に関する事項の見直しについて

【議案第3号】屋外広告物の特定区域に関する事項の見直しについて

3. 報告案件

【報告第1号】枚方市における景観に関する取り組みについて

4. 閉 会

＜審議案件＞

議案第1号

会長及び副会長の選出について

第7章 景観審議会

第37条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市景観審議会を置く。

3 審議会は、委員13人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例第2条から第10条までの規定を準用する。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

枚方市景観審議会委員名簿(五十音順・敬称略)

資料1-3

氏 名	役 職 等
小野 仁子	枚方文化観光協会
北村 好一郎	大阪府建築士事務所協会 監事
佐古 和枝	関西外国語大学 教授
清水 正憲	清水共同法律事務所 弁護士
下村 泰彦	大阪府立大学 大学院 人間社会システム科学研究科 現代システム科学専攻 教授
谷田 公宏	大阪府 建築部 建築指導室 建築企画課 調整グループ 課長補佐
坪井 恵	北大阪商工会議所
中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究所 教授
山野 高志	大阪府立大学工業高等専門学校 総合工学システム学科 准教授
若本 和仁	大阪大学大学院 工学研究科 准教授
綿谷 賢治	大阪屋外広告美術協同組合 副理事長

＜審議案件＞

議案第2号

屋外広告物の安全点検に
関する事項の見直しについて

趣旨等

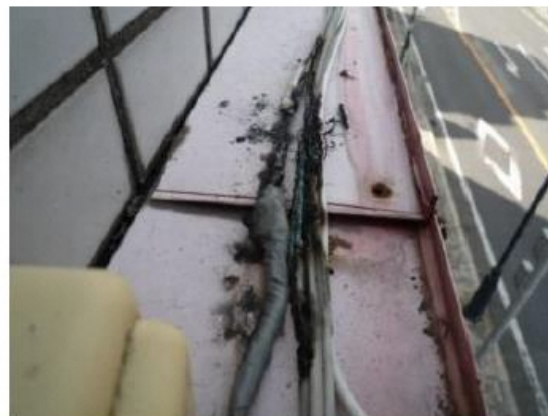
本市では、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、枚方市屋外広告物条例（以下「条例」）により、屋外広告物の表示及び設置等について必要な規制を定めています。屋外広告物の管理については、管理者を定めて適正な管理を行うとともに、一定規模以上の屋外広告物の場合は、2年を越えない期間ごとに定期的な安全点検の実施及び報告すること等を義務付けています。

近年、全国的に老朽化などによる屋外広告物の事故が発生していることから、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。こうしたことから、国はガイドラインや安全点検に関する指針を示され、屋外広告物の表示及び設置者が屋外広告物を良好な状態に保持し、適切に点検等を行っていることを地方公共団体が確認することが必要となっています。

今般、国の指針等を踏まえ、枚方市屋外広告物条例施行規則（以下「施行規則」）で定める安全点検に関する事項を見直すものです。



ブラケットカバーにさびが進行した状態



配線が劣化し、ショートした状態



支柱根元の腐食が進行した状態



所定の場所にアンカーボルトがない状態

見直す事項等

1. 安全点検を行う者の資格要件（施行規則第14条）

○屋外広告物の安全点検を行う者の資格要件は屋外広告士等としていますが、**「屋外広告物点検技能講習の修了者」を追加**します。

2. 既存の屋外広告物の報告義務（施行規則第4条）

○安全点検の対象となる規模要件に該当する屋外広告物を設置等の後に、許可申請があった場合は、既存の屋上広告物の**安全点検の結果報告書及び点検状況を示した写真の提出**を求めるとします。

3. 安全点検結果報告内容（施行規則第4条 様式3号）

○本市に提出する安全点検の結果報告書において、国が示した「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を踏まえ、**点検項目を8項目から17項目に細分化**し、安全点検の強化を図ります。また、**点検状況を示した写真の提出を求め**ることとします。

4. 安全点検の対象となる屋外広告物の規模要件（施行規則第14条）

○安全点検の結果報告が必要となる屋外広告物の規模の要件（現在は、高さ4mを超えるもの）に、屋外広告物の**「表示面積が7㎡を超えるもの」の要件を追加**します。

安全点検に関する事項の見直しについて

【1. 安全点検を行う者の資格要件】

(条例第44条第1項)

- ・ 屋外広告士（登録試験機関の行う試験に合格した者）
- ・ 屋外広告物講習会修了者
- ・ 広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

(施行規則第14条第2項)

- ・ 建築士
- ・ 第1種又は第2種電気工事士、特種電気工事士、認定電気工事従事者
- ・ 第1種、第2種、第3種の電気主任技術者免状所持者、帆布製品製造に関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者
- ・ **屋外広告物点検技能講習修了者**

屋外広告物点検技能講習とは

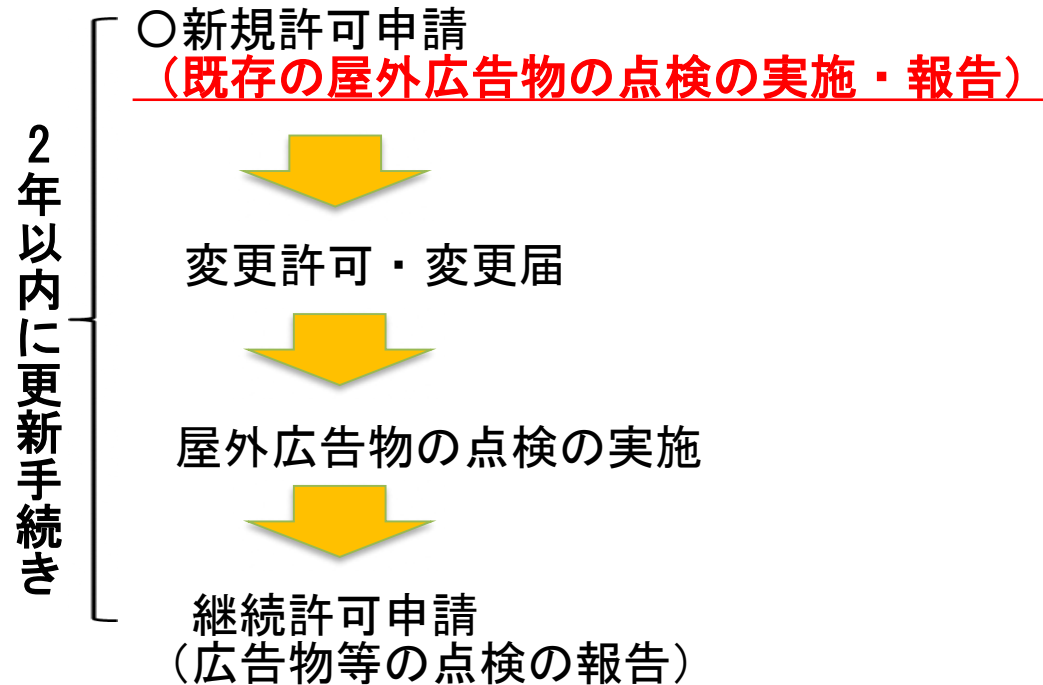
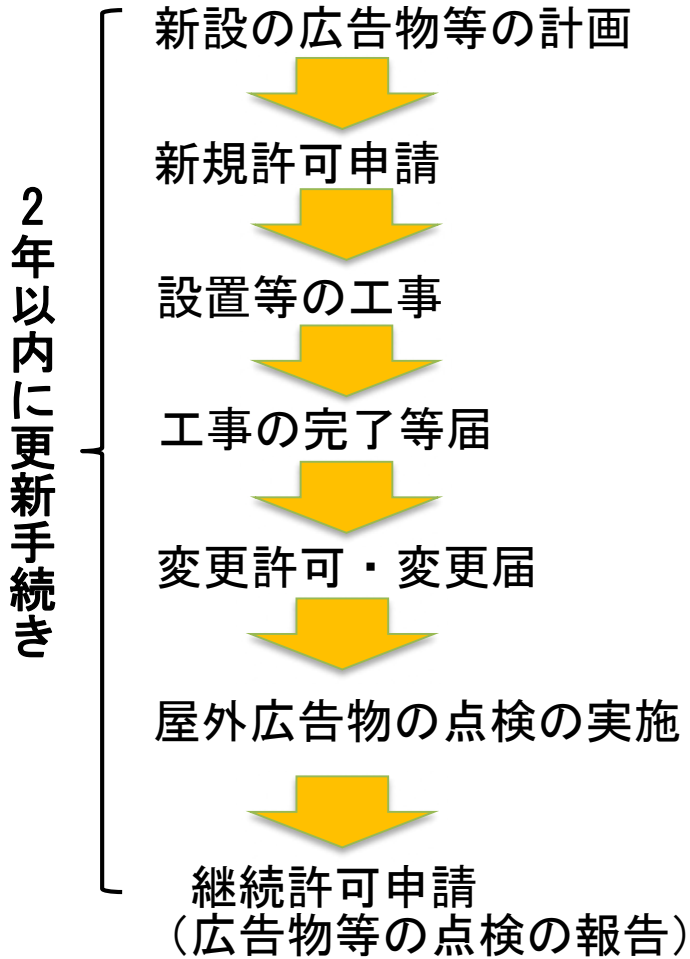
屋外広告業の事業者団体（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人日本サイン協会）が公益目的事業として実施する告物の点検に関する技能講習

安全点検に関する事項の見直しについて

【2. 既存の広告物等の報告義務】

- ・ 通常の手続きの流れ

- ・ 無許可等で設置後に一定期間を経過した既存の屋外広告物の手続きの流れ



安全点検に関する事項の見直しについて

【3. 安全点検結果報告内容】

● (現行)自主点検結果報告書

項目	※異常の有無	改善の概要及びその実施予定時期
取付け（支持）部分の変形又は腐食	有・無	
主要部材の変形又は腐食	有・無	
ボルト、ビス等の緩み	有・無	
表示面の汚損、変色又ははく離	有・無	
表示面の破損	有・無	
ネオン設備等における異常	有・無	
落下のおそれ	有・無	
その他の点検箇所	有・無	

● (変更)安全点検結果報告書

点検箇所	点 検 項 目	異常の有無等		
上部構造 基礎部・ 支柱	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	無	経過観察	有
	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	無	経過観察	有
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無	経過観察	有
支持部	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	無	経過観察	有
	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	無	経過観察	有
取付部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	無	経過観察	有
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	無	経過観察	有
	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	無	経過観察	有
広告板	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落、退色	無	経過観察	有
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色	無	経過観察	有
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	無	経過観察	有
照明装置	照明装置の不点灯、不発光	無	経過観察	有
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	無	経過観察	有
	周辺機器の劣化、破損	無	経過観察	有
その他	付属品の腐食、破損	無	経過観察	有
	避雷針の腐食、損傷	無	経過観察	有
	その他点検した事項（ ）	無	経過観察	有

※点検状況を明らかにした写真添付を求める

安全点検に関する事項の見直しについて

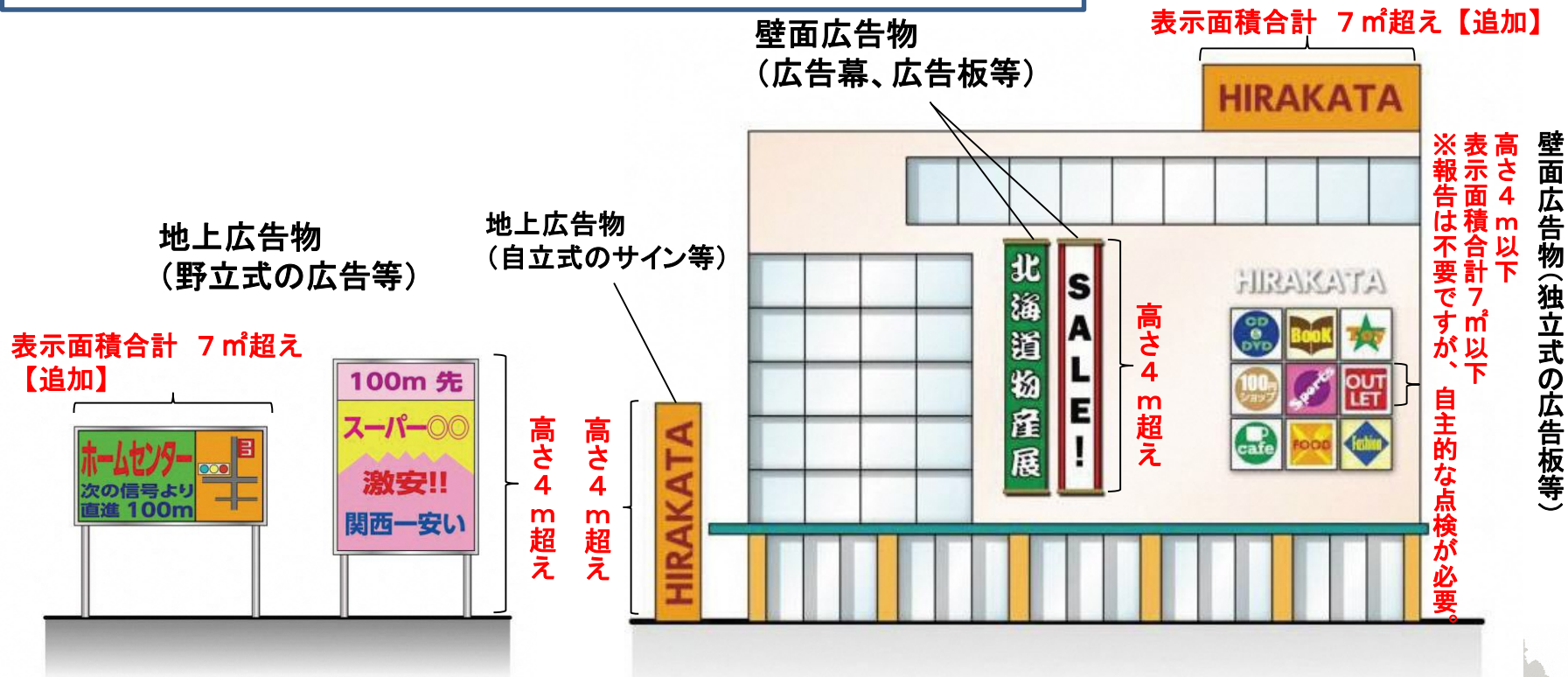
【4. 安全点検の対象となる広告物等の規模要件】

●安全点検の結果報告が必要となる広告物等の規模要件

現行 : 屋外広告物の高さが4mを超えるもの



変更案 : 屋外広告物の高さが4mを超えるもの
又は 表示面積が7㎡を超える広告物等



安全点検に関する事項の見直しについて 【今後のスケジュール】

資料2

令和4年1月 枚方市景観審議会



令和4年2月21日～3月14日(予定) パブリックコメント



令和4年4月 施行規則改正



※周知期間6カ月程度

令和4年10月 施行

＜審議案件＞

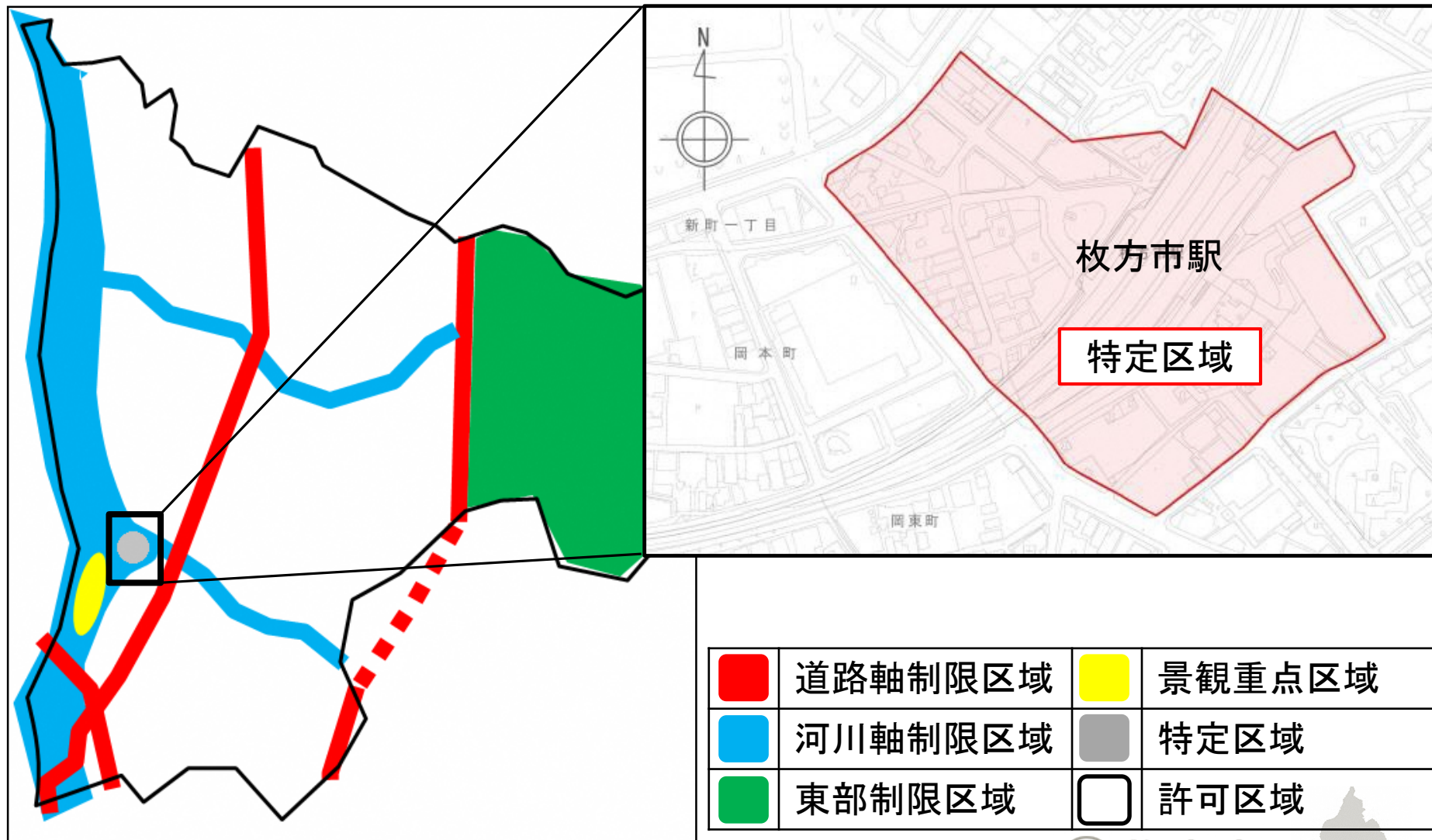
議案第3号

屋外広告物の特定区域に
関する事項の見直しについて

特定区域に関する事項の見直しについて

【特定区域の概要】

屋外広告物条例規制区域図(概略図)



特定区域に関する事項の見直しについて

【特定区域指定の背景】

○景観形成の方向性

シンボルプロムナード

「シンボル空間にふさわしい沿道環境の誘導」

- ・良好なデザインの沿道建築物や屋外広告物の誘導

枚方市駅ゾーン

「にぎわいと風格のある市街地の形成」

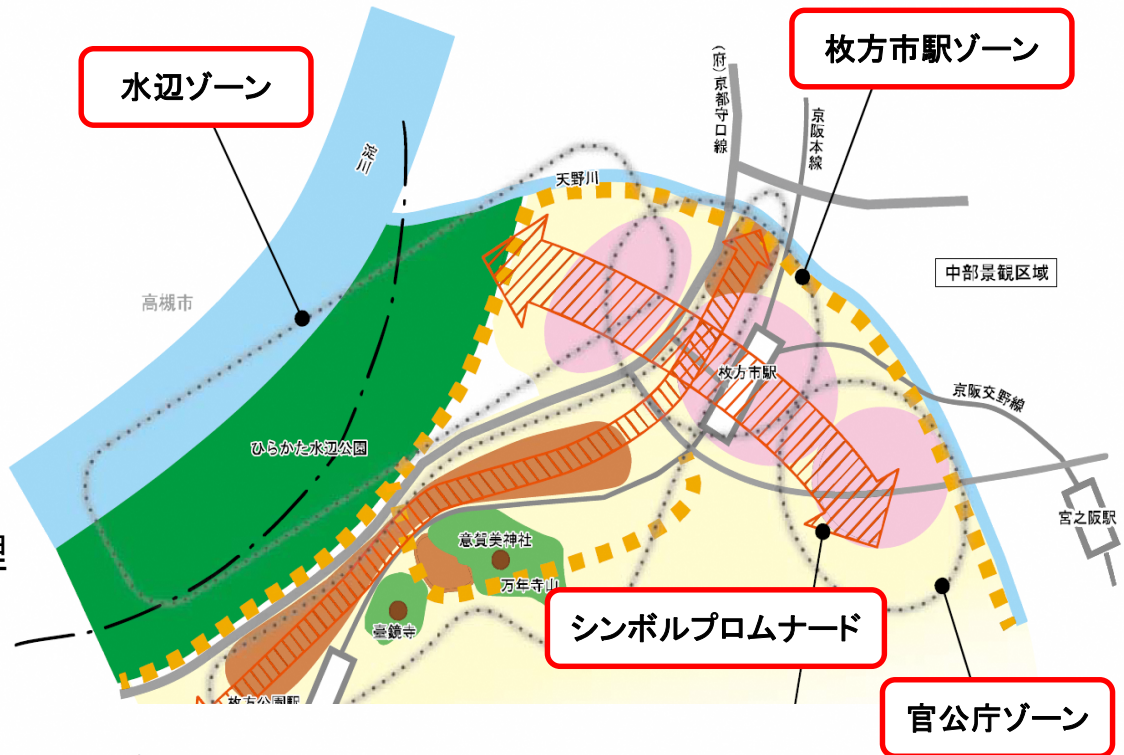
- ・良好な建築デザインの誘導
- ・景観を阻害する屋外広告物等の整理またはデザイン化の推進



屋上広告物の規制

平成28年 特定区域指定

枚方市駅周辺景観区域 景観形成概念図



- 行政界
- ◀▶ 地域のシンボルとなる空間
- 遊歩道など
- まちの拠点となる空間
- 河川
- 自然緑地（山林・丘陵斜面林等）
- 緑の拠点（公園緑地・施設緑地等）
- 旧宿場町・集落
- 歴史的拠点（社寺・史跡等）

特定区域に関する事項の見直しについて

【表示の方法等の基準】

資料3

【河川軸制限区域(制限緩和区域)の基準】

区分	基準
屋上広告物	縦: 建造物の高さの2/3以内 横: 建造物の幅の範囲内
壁面広告物	縦: 建造物の高さの範囲内 横: 建造物の幅の範囲内

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
--------	---------------



【特定区域による付加基準】

区分	掲出位置
屋上広告物	地上から最上端までの距離 15メートル以内

特定区域に関する事項の見直しについて

【特定区域について】

(平成28年3月告示)
○特定区域の指定
 枚方市駅周辺の良い景観形成等を目的に、高層建築物の建築等が可能となる**商業地域**(一部近隣商業地域)の建築物の屋上広告物(15m超え)を対象にした規制。

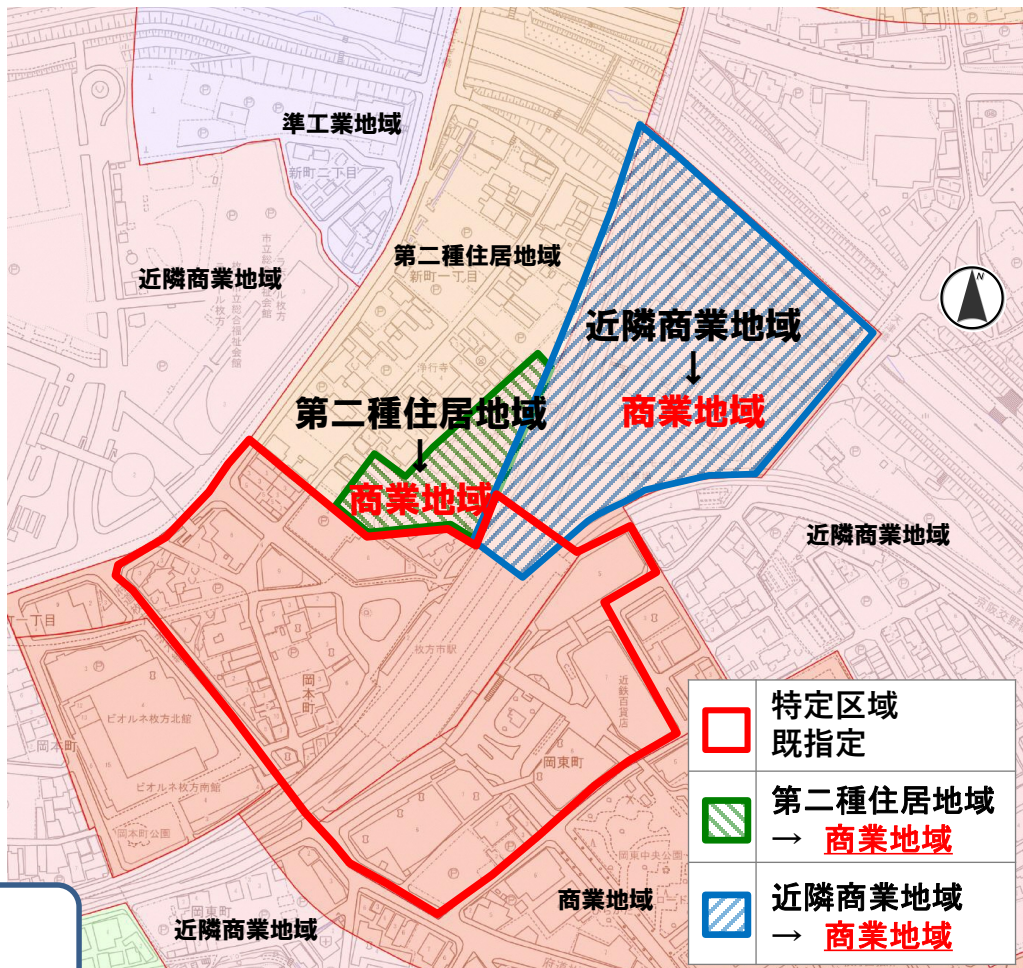


(令和元年度～令和7年度)
○枚方市駅周辺第一種市街地再開発事業

(令和元年10月)
○用途地域の都市計画の変更
 特定区域外に商業地域が拡大。枚方市駅前の商業利用と新たな広告物等の設置が見込まれる。



屋外広告の規制の見直しが望ましい



特定区域に関する事項の見直しについて

【特定区域の界線】

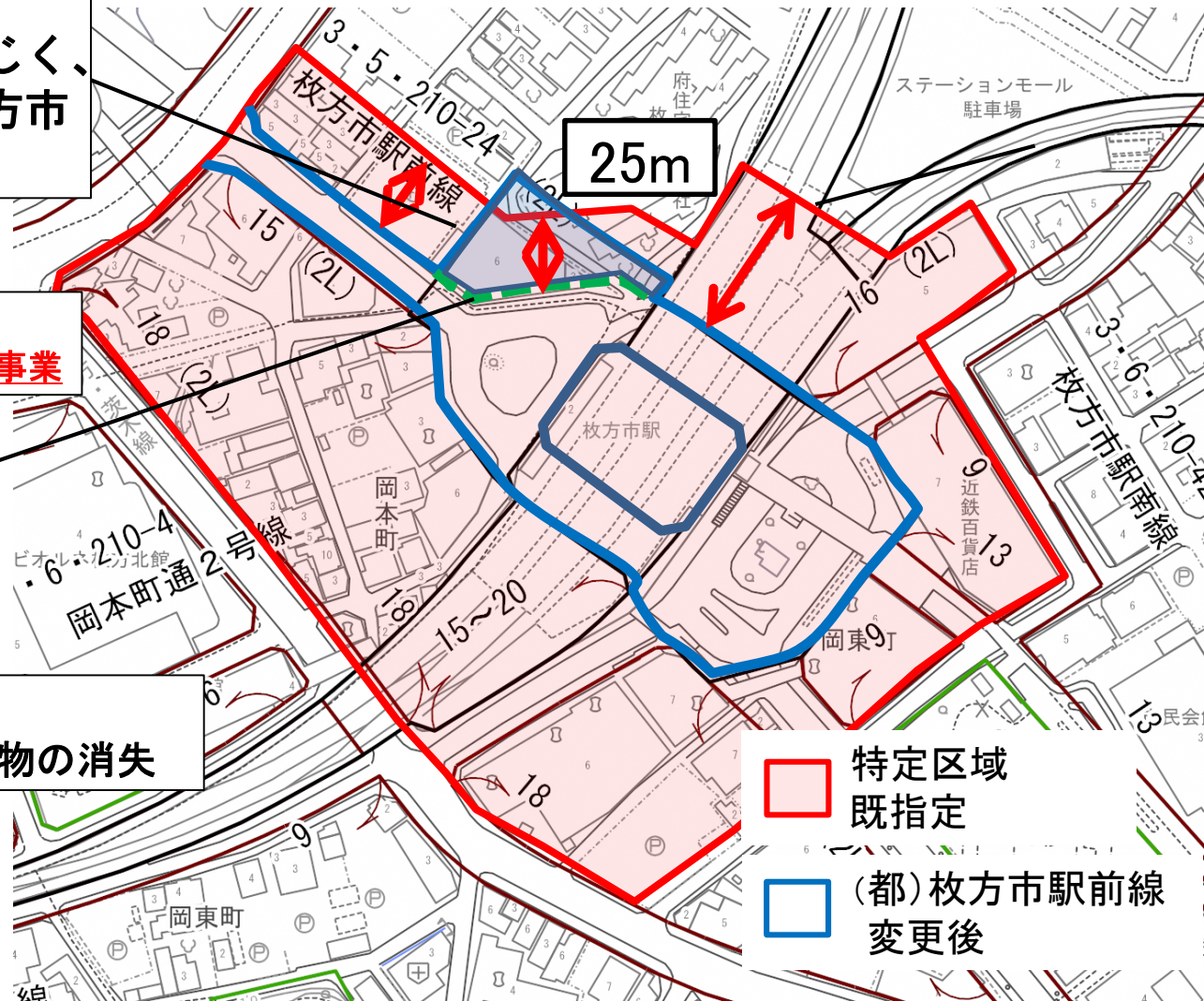
北口付近
商業地域の界線根拠と同じく、
都市計画道路の（都）枚方市
駅前線から25m

（令和元年度～令和7年度）
枚方市駅周辺第一種市街地再開発事業

駅前交通広場の拡張
（面積約1,900㎡）

（令和3年2月）
権利変換計画の認可

（令和5年）
駅前広場の整備による地形地物の消失



- 特定区域
既指定
- (都)枚方市駅前線
変更後

界線整理が必要

特定区域に関する事項の見直しについて 【既存の屋上広告物】

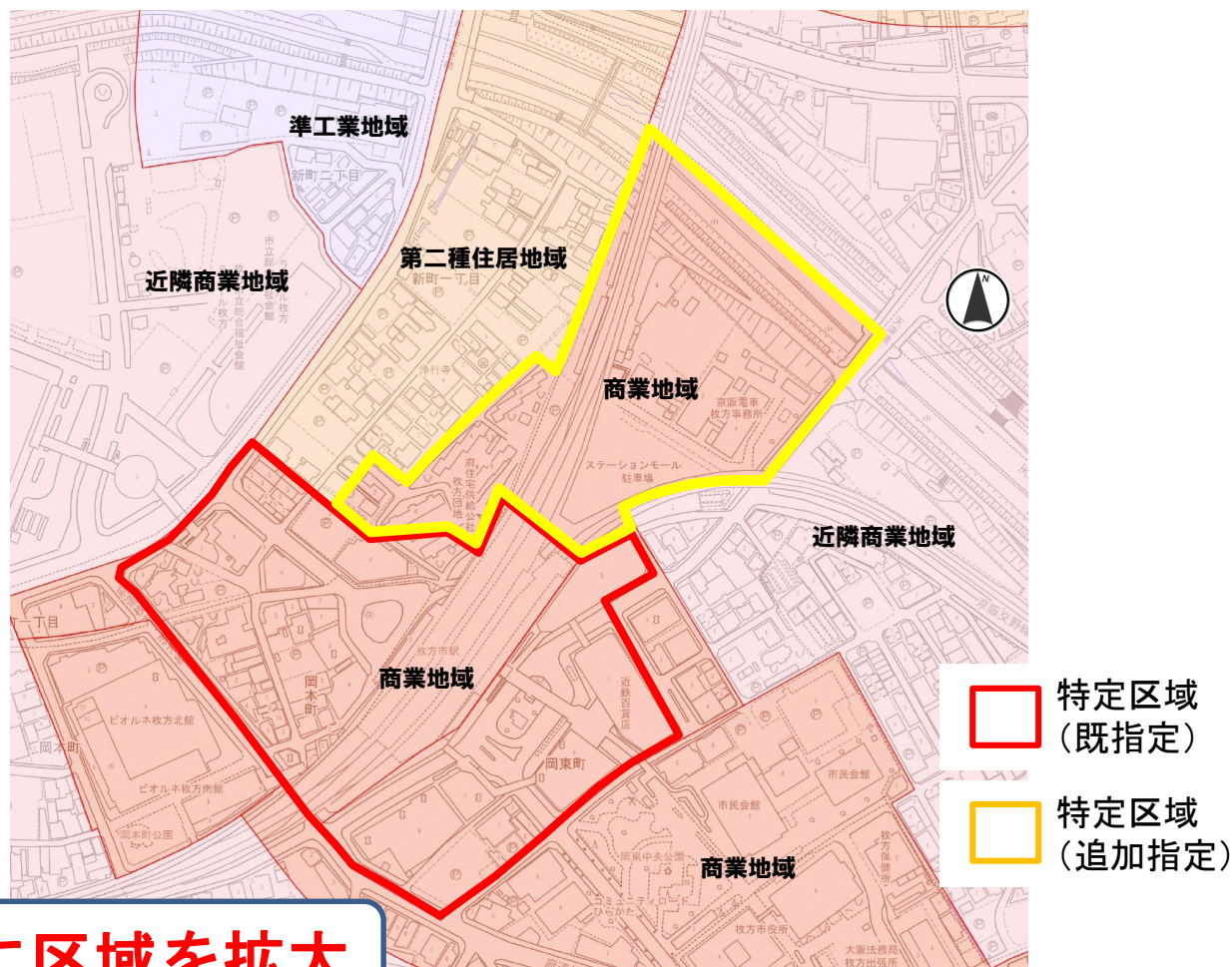
資料3



枚方市駅周辺の良好な景観形成等を促進するため、
規制区域及び基準を見直す。

特定区域に関する事項の見直しについて 【区域の変更(案)】

資料3



商業地域を対象に区域を拡大

特定区域に関する事項の見直しについて

【表示の方法等の基準の見直し(案)】

変更案			現行
区分	種類	面積及び掲出位置	<p>建造物の屋上に表示し、又は設置する広告物等にあつては、地上から最上端までの距離が15メートル以内であること。</p>
屋上広告物	自家用広告物等	<p>掲出位置 地上から最上端までの距離は15メートル以内</p> <p>ただし、鉄道駅等の名称等については、現に存する広告物等の掲出位置より上部に表示又は設置しないこと。</p>	
	自家用広告物等以外の広告物等	<p>面積 <u>7平方メートル以内</u></p> <p>掲出位置 地上から最上端までの距離は15メートル以内</p>	
上記以外の広告物等	自家用広告物等以外の広告物等	<p>面積 <u>7平方メートル以内</u></p>	

※施行規則が施行される前に、表示又は設置の工事が完了している広告物等の修繕等を行うことは可能です。

※自家用広告物等…自己の営業の内容等を表示するため、自己の事業所等に表示又は設置する広告物等。

特定区域に関する事項の見直しについて

【今後のスケジュール】

資料3

令和4年1月 枚方市景観審議会



令和4年2月21日～3月14日 パブリックコメント



令和4年4月頃 特定区域の変更
施行規則の改正及び施行

報告第1号

枚方市における景観に関する取り組みについて

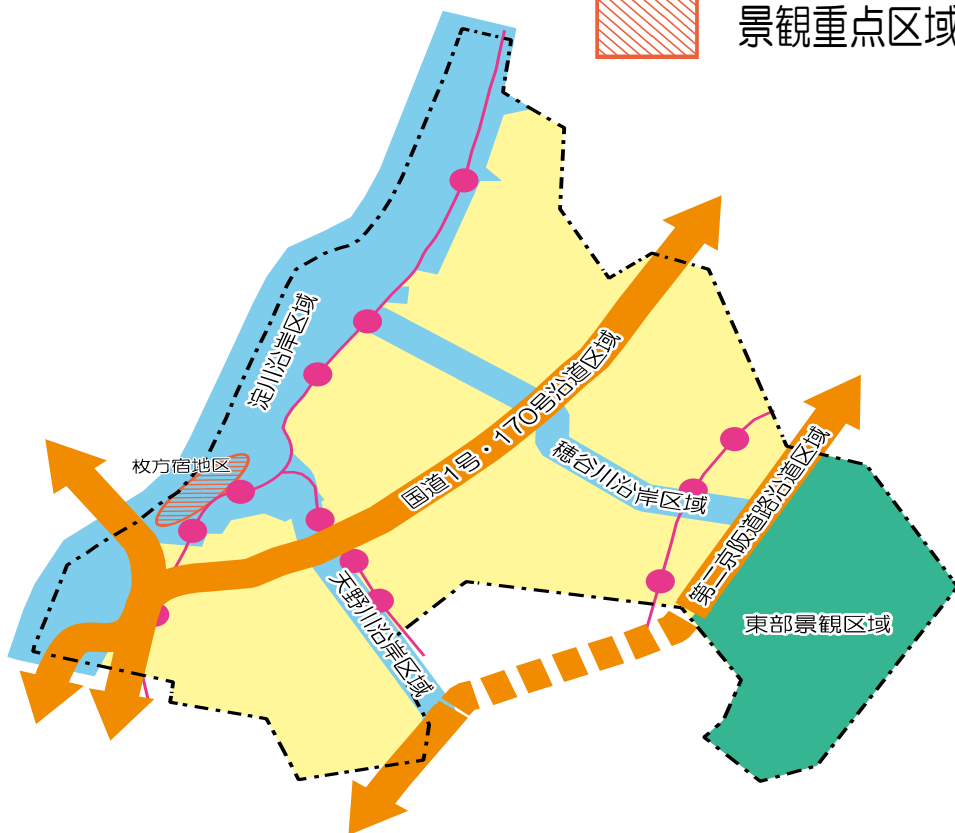
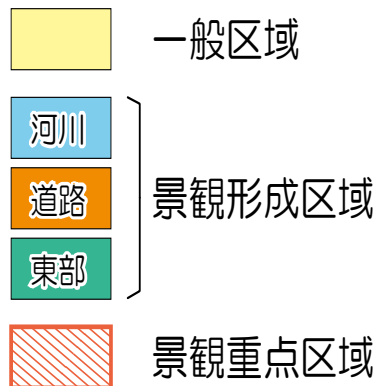
1. 景観について
2. 屋外広告物について
3. 枚方宿地区について
4. 景観アドバイザー会議について

1. 景観について

- ①景観計画区域について
- ②景観計画区域行為届出について
- ③景観法に基づく届出の状況

① 景観計画区域について

【景観計画区域】
枚方市全域 (65.12 km²)



【区域区分】

① 一般区域

「景観形成区域」と「景観重点区域」を除く区域

② 景観形成区域

景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要がある区域を指定します。

i. 道路景観軸の区域

国道1号・170号、第二京阪道路の道路境界から両側50mの幅の区域。

ii. 河川景観軸の区域

淀川沿岸から500m幅の区域と、穂谷川・天野川沿岸から50m幅の区域。

iii. 東部景観区域

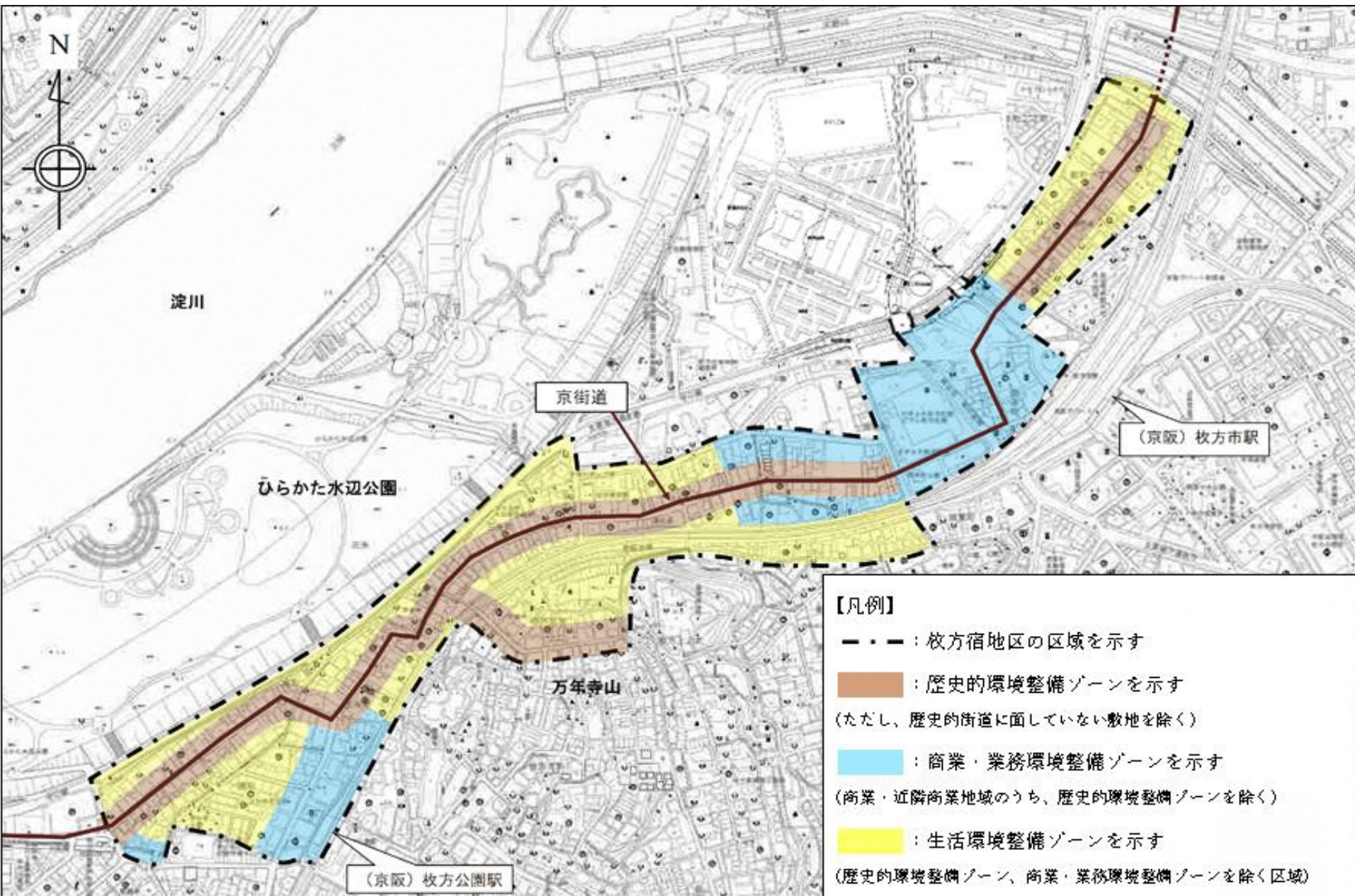
第二京阪道路より東側の区域。

③ 景観重点区域

景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要である区域

①景観計画区域について（景観重点区域）

資料4



②景観計画区域行為届出について

資料4

景観計画区域のうち、下表に掲げるいずれかの行為を行う場合は、景観法第16条第1項に基づく届出が必要となります。

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模	
		一般区域、景観形成区域	景観重点区域
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15m、建築面積が1,500㎡、延床面積が3,000㎡を超えるもの	すべての建築物
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 高さが15m又は築造面積が1,500㎡を超える工作物等 高さが5mを超える高架道路その他これらに類するもの 幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請が必要な規模の工作物等 高さが5mを超える高架道路その他これらに類するもの 幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁その他これらに類するもの
開発	開発行為	1ha以上のもの	500㎡以上のもの

③景観法に基づく届出等の状況

資料4

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3 (11月末時点)
景観法第16条 第1項に基づく 行為の届出	29件	23件	35件	19件	16件
景観法第16条 第2項に基づく 変更の届出	11件	4件	3件	4件	9件
景観法第16条 第5項に基づく 通知	6件	2件	6件	1件	1件
合計	46件	29件	44件	24件	26件

2. 屋外広告物について

- ① 枚方市屋外広告物条例に基づく許可の状況
- ② 屋外広告物周知安全啓発パトロール活動

①枚方市屋外広告物条例に基づく許可の状況

資料4

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3 (11月末時点)
条例第9条に基づく許可（新規）	63件	54件	86件	58件	41件
条例第9条第1項に基づく許可（継続）	333件	305件	381件	305件	258件
条例第12条第1項に基づく許可（変更）	12件	19件	20件	16件	16件
合計	408件	378件	487件	379件	315件

②屋外広告物周知安全啓発パトロール活動

・周知啓発パトロール活動内容

	対象地域	活動内容
H29	・枚方市駅周辺 (特定区域)	大阪屋外広告美術協同組合と連携し、以下について実施。 ・ 条例周知、安全啓発ビラの配布 ・ 目視点検による安全点検等の助言を行った。 ・ 郵送による文書通知
H30	・ 樟葉駅周辺 ・ 宮之阪周辺	
H31 (R1)	・ 枚方市駅周辺	
R2	・ 枚方市駅周辺 (府道139号線沿い)	
R3	・ 枚方市駅周辺	



屋外広告物の許可手続き忘れていませんか？

屋外広告物の設置には許可が必要です！

- ✓ 枚方市では、平成 26 年度から大阪府より事務移譲を受け、枚方市屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っています。(屋外広告物法：昭和 24 年施行)
- ✓ 敷地内にある全ての屋外広告物(看板)の表示面積の合計が「7㎡」を超える広告物を表示・設置するには、市の許可が必要です。
- ✓ 許可が必要な屋外広告物が無許可となっている場合は、**違法広告物**に該当しますので、速やかに許可手続きをして下さい。
- ✓ 落下事故等を防ぐために、適正な安全点検の実施が必要です。

条例に違反して屋外広告物を表示・設置した場合は、法的措置として改善命令、代執行、罰則の規定があります！

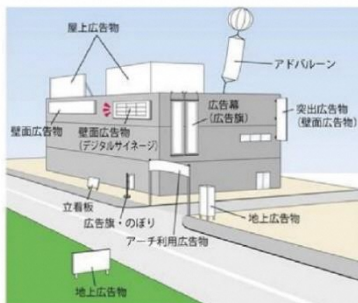
申請の方法について

別紙申請書類一式および枚方市 HP「屋外広告物の基準と許可申請等の手続き」をご参照ください。

【ポイント】

- ・ 屋外に設置されている広告物すべての「総面積」が対象となります。
- ・ 2年に一度、継続手続きが必要となり、その都度手数料が必要です。
- ・ テナントビルに入居している場合で、他社の広告物も併せて設置されている場合は、まとめて一括で申請する必要がありますので、ビル管理会社等とご相談ください。
- ・ 高さ4mを超える広告物は有資格者による点検が必要となり、その報告書を併せて届け出る必要があります。

【規制対象となる屋外広告物の種類】



屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示・設置される立看板、地上広告物、壁面広告物、屋上広告物、などの広告物をいいます。
このなかには商業広告など營利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名、コーポレートカラー、シンボルマーク、商標等の表示なども含まれます。

<お問い合わせ先>

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課
 景観・住宅グループ
 TEL : 072-841-1478 (直通)
 MAIL : jumachi@city.hirakata.osaka.jp
 HP : 枚方市 HP より「屋外広告物」で検索

・パトロール実施状況

・安全啓発ビラ



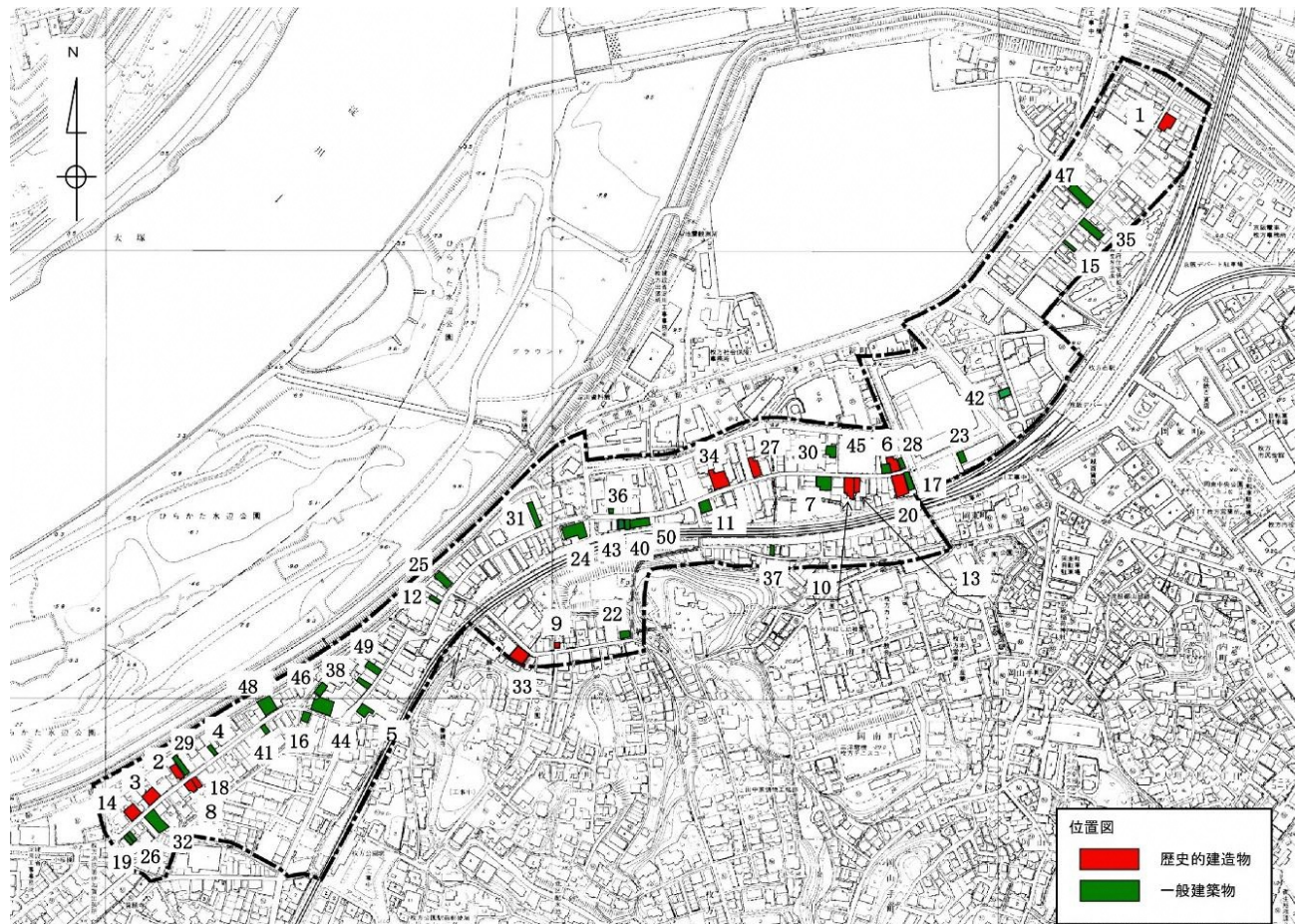
3. 枚方宿地区について

- ① 枚方宿地区における修景助成
- ② 歴史的景観建造物の修景
- ③ 住宅等の修景

①枚方宿地区における修景助成

資料4

本市の歴史と文化を色濃く残す枚方宿地区において、歴史的景観を保全整備し魅力あふれる街なみを形成するため、歴史的景観の保全や整備を行う所有者等に対して、枚方市歴史的景観の保全等に係る補助金を交付しております。



年度	補助件数
H14~27	37件
H28	4件
H29	2件
H30	2件
H31 (R1)	3件
R2	1件
R3	1件
合計	50件

②歴史的景観建造物の修景

資料4

- ◆ 歴史的景観建造物の修景 14件（最終指定：平成25年度）
- ◆ 歴史的景観建造物の保全及び整備に対する補助
- ◆ 直近の事例（平成25年度）



修景前



修景後

③住宅等の修景

- ◆住宅等の修景 36件（令和3年11月時点）
- ◆地区内の住宅、店舗等の外観の修景整備に対する補助
- ◆直近の事例（令和3年度 完了）



修景前



修景後

4. 景観アドバイザー制度について

- ① 景観アドバイザー制度の概要について
- ② 景観アドバイザー会議の開催状況

①景観アドバイザー制度の概要について

資料4

- 景観条例第39条に基づき、良好な景観の形成のための取組について、専門的な助言を得るため、景観の形成に関し専門的な知識及び経験を有する方を景観アドバイザーとして設置しております。
- 事業者の助言依頼に応じ、会議開催しております。
- また、周辺景観への影響が特に大きいと考えられる計画については、制度の活用をお願いしております。

枚方市景観アドバイザー名簿（敬称略・五十音順）	
下村 泰彦	大阪府立大学大学院教授
田中 義久	公益社団法人 大阪府建築士会副会長
中井川 正道	京都美術工芸大学教授

②景観アドバイザー会議の開催状況

資料4

年度	依頼者	名称	種別
H29	枚方市	枚方市総合文化芸術センター	劇場
	枚方市	香里ヶ丘図書館	図書館
H30	事業者	ネーミングライツ事業 サイン計画 1件	屋外広告物
H31 (R1)	事業者	ネーミングライツ事業 サイン計画 4件	屋外広告物
	事業者	教育関連施設	寮等
R2	枚方市	ネーミングライツ事業募集要項設置基準3種	屋外広告物
	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業	店舗、共同住宅、事務所、ホテル等
R3	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 3工区	店舗、共同住宅、事務所、ホテル等
	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 2工区	店舗、共同住宅等

